

安倍内閣の危険な体質を危惧されているすべての皆様へ

安倍靖国参拝違憲訴訟の原告になりませんか



安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京

fax.03-3207-1273 / e-mail : noyasukuni2013@gmail.com

〒 202-0022 東京都西東京市柳沢 2-11-13

郵便振替口座 : 00170-2-291619

(加入者名 : 安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京)

<http://homepage3.nifty.com/seikyobunri/>



2013年12月26日、安倍晋三首相は靖国神社を参拝しました。

礼装し、公用車で靖国神社に向かい、「内閣総理大臣安倍晋三」と記帳し、正式に昇殿参拝しました。これは公式参拝であり、日本国憲法20条（政教分離）に明らかに違反をしております。私たちは具体的な形で安倍首相に批判の声を届けなければなりません。安倍靖国参拝違憲訴訟を起こしたいと思います。

この訴訟は違憲確認、将来にわたる公式参拝差し止めを求める裁判ですが、「政教分離」だけでなく、平和的生存権はもちろん、「秘密保護法」成立の強行、「集団的自衛権」「武器輸出」推進、その他社会全般に及ぼうとしている安倍内閣の危険な政治を総合的に問う訴訟にしたいという考えも出ております。

私たちは、この訴訟提起が、市民が法的な面から直接に安倍内閣に異議申し立てができる数少ない道の一つではないかと考えております。

この訴訟に多くの方が加わってくださること（原告、支援の会）が訴訟を強力にする道と思い、呼びかけを送ります。第一次訴訟は4月21日（靖国神社春季例大祭の日）に提訴しておりますが、引き続いて第二次訴訟を提起することを予定しています（第二次提訴日は未確定ですが、秋季例大祭の初日10月17日をめどとしています）。

安倍首相は「平和を祈って参拝した」などと述べています。今回、安倍首相は、靖国神社の中にある「鎮靈社」にも参拝しました。鎮靈社は、1853年（ペリー来航）以降の全世界の戦争の死者のうち、靖国神社に合祀されていない人々を「慰靈するための施設」としてつくられたものです。そこは、ヒトラーもアウシュビッツの死者も、靖国神社に合祀されていない空襲や原爆の死者も、等しく「慰靈」する場所なのです。もし靖国神社に合祀されていない故人があなたの親族にいれば、ヒトラーと等しく勝手に「慰靈」されています。

この会は東京で立ち上げましたが、東京や首都圏だけの方でなく、全国どこからでも原告になれます。外国籍の方も原告になれます。

＜呼びかけ人＞（アイウエオ順）

蒲信一（僧侶）・辻子実（平和の灯を！ヤスクニの闇へ キャンドル行動）・関千枝子（ノンフィクションライター）・坂内宗男（日本キリスト教協議会靖国神社問題委員会委員長）・山本直好（ノー！ハプサ・合祀絶止訴訟事務局長）・吉田哲四郎（神奈川平和遺族会共同代表）

☆誰でも原告になれます（原告の構成）

- ① 安倍首相の靖国参拝阻止という共通の目的において、「違憲確認」や「将来にわたる差し止め」を求める訴訟です。どなたでも参加できます。
- ② 日本全国どこからでも原告になれます。
- ③ 日本人だけではなく、外国籍の方も原告になれます。

☆被告は国、安倍晋三、靖国神社です。

☆原告になるには……

- ① 委任状に日付・住所・名前を記入し、2カ所に捺印したうえ、上記住所に封書でお送りください。（シャチハタ印不可）
- ② 委任者欄には本名（戸籍上の氏名）を書いてください。また住民票の住所と現住所が異なる場合は両方お書きください。

③ 原告の方は振り込み用紙に「原告」と書いて訴訟諸費用として3000円（一口）を上記連絡先記載の郵便振替口座までお振り込みください。

④ 委任状に加えて参拝による被害を訴える意見書を提出してもらえばベストです。もちろん原告になるためには委任状だけでも充分ですが、皆さんのお意見を踏まえて中味のある訴状を作成するためです。（意見書に決まった形式はありません。A4紙に自由に）

●第1次提訴を4月21日にしました。4月1日より第2次原告募集をしています。第2次提訴は10月17日（金）です。（応募締め切り：2014年9月30日（火））。

＜支援会員も募集しています＞

*振り込み用紙に「支援会員」と書いて2000円（一口）を、上記連絡先記載の郵便振替口座まで、お振り込みください。

Q & A …違憲訴訟の原告になるということ

安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京

Q. 何を求めて訴訟ですか？――――――――――――――――――――――――

2013年12月26日、安倍晋三首相が、靖国神社に参拝したことについて、日本国憲法に違反していることを問う裁判です。被告は、安倍晋三、国、靖国神社です。

- ① 安倍首相の2013年12月26日靖国神社参拝では、礼装し、公用車を使い「内閣総理大臣・安倍晋三」と記帳し正式に昇殿参拝しました。これは公式参拝であり、日本国憲法20条（政教分離＝国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない）に違反しております。これについて、裁判所に確認を求めます。

② 安倍氏に対し、公式参拝を即刻やめるよう「公式参拝さしとめ」を求めます。

③ 安倍氏の行為が「政教分離」だけでなく、「秘密保護法」の強行採決、「集団的自衛権の推進」など、憲法の、市民の平和的生存権を脅かし個人の生命、自由、幸福追求の権利を阻害していることについて、総合的に問い合わせいたします。

また首相の参拝は、過去の侵略戦争を反省せず、それが自存自衛の戦いであったことを表明し、戦争指導者を含め戦死者を祭神として顕彰（褒め称える）し続ける特異な戦争神社である靖国神社を、国として公式に認めたことを意味します。そのような首相の姿勢が平和主義に反することを検証します。そして靖国神社そのものを問い合わせいたします。

④ この違憲行為によって、原告が受けた精神的損害について原告一人当たり1万円を請求します。

△このような裁判で損害賠償の、金額はいくらなどといわれると、不審に思う人もあるかもしれません。安倍晋三の違憲行為については怒っているが、それがいくらの金かと言われてもいくらと言えるものではないという方もありますし、金など目的でない、と思う方もおられるでしょう。しかし、残念ながら、現在の法律では、損害賠償裁判でしか、違憲裁判は行えません。

Q. どんな人が原告に参加しているのですか? _____

全くさまざまです。有名人、無名人、宗教者、非宗教者どなたでも構いません。外国人、在日、或いは日本人で外国に滞在している人もOKです。すでに韓国人の方で靖国神社取り下げ訴訟を行った方も参加されます。

Q. 訴訟団とはなんですか? _____

原告団、支援者、弁護団を含めて、訴訟団とよんでいます。

Q. 大阪でも同じような訴訟が行われていると聞きましたが? _____

小泉元首相の靖国参拝が行われた時は、東京、大阪、九州など6カ所7件の訴訟が行われました。私たちは日本各地で訴訟が行われるといいと思っています。大阪の方が立ち上げが早かったので4月11日に提訴、東京は4月21日（靖国神社でもっとも重要な祭事である春季例大祭の初日）に提訴します。原告になるのに居住地は関係ありません。どちらにでも参加できますが、公判の傍聴など考えますと、首都圏の方は東京の訴訟に参加いただければ便利かと思います。

Q. 原告というと何か怖そうな感じがします。支援の会の方がいいかな、など考えますが……

もちろん、みなさん、いろいろ事情があり、名前が出るのは困るから、など簡単に原告になれないことがあるかもしれません。参拝に関して直接異議申し立てをできるのは、この訴訟の「原告」であることをぜひ考えてください。原告は「意見書」を出すことができます。もちろん書かなくてもいいのですが。ご自分の安倍氏に対する異議申し立てを、自分の言葉で書けるチャンスです。

訴訟委任状

受任者	井堀哲ら別紙代理人弁護士目録のとおり	
受任者住所	別紙代理人弁護士目録のとおり	
事件	相手方	国・安倍晋三・靖国神社
	官庁その他	東京地方裁判所
	事件名	国家賠償等請求事件
委任事項	上記事件に関する下記の事項	
	1 訴訟行為、参加、強制執行、保全手続き、弁済金物の受領	
	2 民事訴訟法第55条2項に定める行為（反訴の提起、訴えの取り下げ、和解、請求の放棄・認諾、脱退、控訴・上告・上告受理の申立て・抗告又はこれらの取下げ、民事訴訟法360条（第367条第2項及び第378条第2項において準用する場合も含む）の規定による異議の取下げ、その取下げについての同意、代理人の選任）	
	3 債権届、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権行使ほか債権者としての権利行使	
	4 担保保証の供託、同取消決定の申立、同取消に対する同意、同取消決定に対する抗告権の放棄、権利行使催告の申立	
	5 供託書還付請求、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領、保管金納入及び受領	
委任者	上記のとおり委任します。	
	年月日	
	住所：〒	
	委任者	
(ふりがな) 氏名：		印

(切り取り)

印

